

低入札価格調査制度・最低制限価格制度の対象範囲の見直し

① 建設工事

ア 最低制限価格の下限値の引下げ（1,000万円以上 ⇒ 200万円以上）

イ 最低制限価格の上限値・低入札価格調査の下限値の引上げ（5,000万円 ⇒ 1億円）

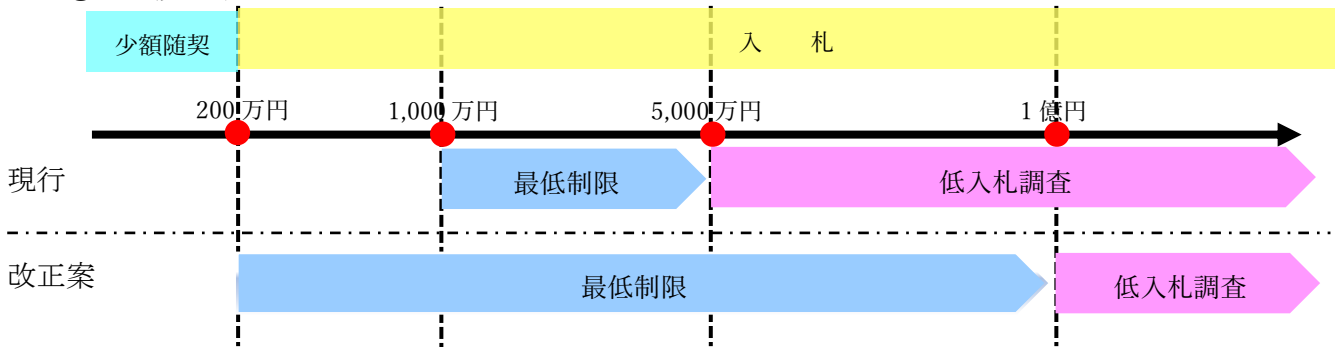
※ 総合評価落札方式の適用工事は、設計額に関わらず低入札価格調査対象とする。

② コンサルタント等

ア 最低制限価格の下限値の引下げ（1,000万円以上 ⇒ 100万円以上）

《改正イメージ》

① 建設工事



② コンサルタント等

